

請求者の状況		給付の種類	保険給付種類	保険給付額	特別支給金	
治療費	労災指定病院で受診	療養補償給付 療養給付	療養補償給付 療養給付	現物支給	—	—
	労災指定病院以外で受診	療養補償給付 療養費給付	療養補償給付 療養費給付	立替払い後、請求	—	—
休業	療養の為休業し賃金不支給の時	休業補償給付 休業給付 ※4日目から支給	休業補償給付 休業給付 ※4日目から支給	1日60%	1日20%	—
傷病年金	療養開始後、1年6ヵ月で治癒せず傷病等級1級～3級に該当	傷病補償年金 傷病年金	傷病補償年金 傷病年金	給付基礎日額の313日分から245日分の年金 1級313日分 2級277日分 3級245日分	一時金 1級114万円 2級107万円 3級100万円	算定基礎日額の313日分から245日分の年金 1級313日分 2級277日分 3級245日分
障害給付	障害が残り、障害の程度が1級～14級に該当	障害補償給付 障害給付	障害補償給付 障害給付	給付基礎日額の313日分から131日分の年金 1級313日分 ～ 7級131日分	一時金 1級342万円 ～ 7級159万円	算定基礎日額の313日分から131日分の年金 1級313日分 ～ 7級131日分
				給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 8級503日分 ～ 14級56日分	一時金 8級65万円 ～ 14級8万円	算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 8級503日分 ～ 14級56日分
遺族給付	死亡した場合	遺族補償給付 遺族給付 ※遺族の数等に応じて支給	遺族補償給付 遺族給付 ※遺族の数等に応じて支給	給付基礎日額の245日分から153日分の年金 1人153日分 2人201日分 3人223日分 4人245日分 給付基礎日額の1000日分の一時金	300万円 (遺族の人数に関係なく一律)	算定基礎日額の245日分から153日分の年金 1人153日分 2人201日分 3人223日分 4人245日分 算定基礎日額の1000日分の一時金
		葬祭料 葬祭給付	葬祭料 葬祭給付	葬祭料 葬祭給付	日額30日分+31.5万円。 又は 日額60日分。	

給付の種類		保険給付種類	保険給付額	特別支給金
請求者の状況				
介護給付	障害（補償）年金または傷病（補償）年金 受給者のうち神経・精神の障害および胸腹部臓器の障害の程度が第1級または第2級であって、現に介護を受けているとき	介護補償給付 介護給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>常時介護の場合</b>は、介護の費用として支出した額。（104,950円を上限とする。） 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が 57,030円を下回る場合は 57,030円。</li> <li>・ <b>随時介護の場合</b>は、介護の費用として支出した額。（52,480円を上限とする。） 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が 28,520円を下回る場合は 28,520円。</li> </ul>	

※給付基礎日額とは、算定すべき事由の生じた日（負傷日）の直近3ヵ月の賃金総合計÷その間の総暦日数

※算定基礎日額とは、算定すべき事由の生じた日（負傷日）の直前1年間に支払われた賞与総合計額÷365